

牛久市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。
すべての業種において格付を行います。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（牛久市本庁舎3階 情報公開統合窓口）及びインターネット（牛久市ホームページ）で公表します。

6 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を各1部提出してください。

書類名	摘要
個別書類チェック表	個別書類の表紙とすること。
支店及び営業所等の状況調書	牛久市内に本店以外の営業所がある場合に提出してください。

7 問い合わせ先

牛久市 総務部 契約検査課

〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15-1

電話 029-873-2111 内線1031

E-mail : keiyaku@city.ushiku.ibaraki.jp